						ては、第三欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、五五、一〇〇、四〇、五〇とする。
（略）						
一八〇	冷間圧延業（整理番号一八二の項及び同一八三の項に掲げるものを除く。）	一〇	一五	一〇	一五	㈠ ステンレス硝酸酸洗工程を有するもの（㈡に掲げるものを除く。）にあつては、第三欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、五五、六五、四〇、五〇とする。 ㈡ ステンレス硝酸酸洗工程を有するものにあつて、大阪湾及びこれに流入する公共用水域に排出水を排出するものに係るものにあつては、第三欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、五五、一〇〇、四〇、五〇とする。
（略）						
二〇〇	非鉄金属製造業	一五	三〇	一〇	一五	大阪湾及びこれに流入する公共用水域に排出水を排出するものに係るものにあつては、第三欄⑴(ロ)の値は、三五とする。
二〇一	電気めっき業	二〇	四〇	一〇	二五	㈠ 大阪湾及びこれに流入する公共用水域に排出水を排出するものに係るもの（㈢に掲げるものを除く。）にあつては、第三欄⑵(ロ)の値は、三〇とする。 ㈡ 窒素又はその化合物による表面処理施設を設置するもの（㈢に掲げるものを除く。）にあつては、第三欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、五〇、九〇、三五、五五とする。 ㈢ 窒素又はその化合物による表面処理施設を設置するものにあつて、大阪湾及びこれに流入する公共用水域に排出水を排出するものに係るものにあつては、第三欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、五〇、一二〇、三五、五五とする。

（略）						
一八〇	冷間圧延業（整理番号一八二の項及び同一八三の項に掲げるものを除く。）	一〇	一五	一〇	一五	ステンレス硝酸酸洗工程を有するものにあつては、第三欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、五五、一〇〇、四〇、五〇とする。
（略）						
二〇〇	非鉄金属製造業	一五	三五	一〇	一五	
二〇一	電気めっき業	二〇	四〇	一〇	三〇	窒素又はその化合物による表面処理施設を設置するものにあつては、第三欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、五〇、一二〇、三五、五五とする。